

平成19年度 第1回第三者定期監査結果の報告について

平成19年9月18日

日本原燃株式会社

1. はじめに

当社品質保証体制の確立に係る「改善策」の実行を担保するため、平成16年度より第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（以下、「LRJ」という。）による年2回の定期監査を開始し、今回の監査で通算7回目となります。昨年度は、業務の開始から終了までの一連の流れが品質保証的に適正に実施されていることを確認する「プロセス監査」手法が併用され、業務プロセスに着眼した監査が実施されてきました。

今回は、本監査が4年目になることを踏まえ、「室」及び再処理事業部においては、LRJにて品質保証体制の「改善策の総括としての監査」が計画されました。併せて、再処理、濃縮、埋設の3事業部を対象に、前回監査で提言のあった現場監査を取り込み、以下の日程で実施されました。

また、再処理事業部については、耐震計算誤入力に係る耐震補強工事（設計及び施工）が、再発防止対策として今回改正された「調達管理要領」、「設計管理要領」に従って、的確に実践されたかどうかについても確認を受けました。

なお、前回監査（第6回：平成18年11月実施）におけるLRJコメントについては、処置が終了した項目の取組状況を当社より説明し、LRJの確認を受けました。

- ◆ 「室」 : 8月 7日～8月 8日
- ◆ 再処理事業部 : 7月31日～8月 3日
- ◆ 濃縮事業部 : 7月10日～7月11日
- ◆ 埋設事業部 : 7月12日～7月13日

2. 平成19年度第1回定期監査の内容

LRJの監査計画により、以下の内容が示されました。

(1) 監査の視点

「室」部門及び再処理事業部に対しては、「改善策」の全項目に改めて焦点を当てた「総括としての監査」を行って、各項目のPDCA展開の定着状況と、その結果としてもたらされる品質保証活動の充実状況を確認・評価する。併せて、各事業部に関して、「現場監査」を取り入れる。

1) 監査対象部門：「室」／再処理事業部

監査視点：①「改善策」の全項目を対象にした「総括としての監査」。

「改善策」は、表に示す広い分野に亘っているので、平成19年度の第1回、第2回の定期監査で分割対応する。

②現場監査の実施（再処理事業部）

表 「改善策」に係る分野

大分類	中分類
1. トップマネジメントによる品質保証の徹底	体制（組織）改善
	トップマネジメントのコミットメント
2. 再処理事業部の品質マネジメントシステムの改善	品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し
	再処理事業部における品質保証関連組織の拡充
3. 品質保証を重視した人員配置と人材育成	人員配置
	人材育成
4. 協力会社を含めた品質保証活動の徹底	調達管理の徹底・強化
	より良いコミュニケーションの確立

2) 監査対象部門：濃縮事業部／埋設事業部

監査視点：①前回の定期監査以降に実施された規定類の新規策定／改正状況、及び当該規定類に基づく品質保証活動の実行状況の確認を行う。

②現場監査の実施

(2) 監査の態様

1) 文書監査

意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものであり、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合に適用する。

2) 実地監査

監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示と説明を求めるとともに、説明内容が不十分である場合には質疑応答を行う。また、エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意に抽出する。

3. 監査結果

「改善策の総括としての監査」と「品質保証全体に係る監査」の2つの観点から監査を受けました。

(1) 「改善策の総括としての監査」の中間結果

「改善策」の各項目の達成状況について、次の4段階で評価を受けました。

- ・「改善策の達成完了。成果が定常業務の中に定着。」
- ・「改善策の達成完了。その応用展開活動を推進中。」
- ・「改善策達成に向けた活動を継続中。」
- ・「第三者の視点で、精力的な活動状況が観察できず。」

今回監査を受けた部門においては「精力的な活動状況が観察できず」と評価された事項はなく、大部分の項目が「達成完了し、定着」及び「達成完了し、推進中」との評価でした。一方、「達成に向けた活動を継続中」との評価が2つの項目につきましたが、当該項目は、平成31年度が達成目標時期となっている「プロパー社員比率の9割化」と、昨年度から開始された「要員の定期的なローテーション」であり、両者はいずれも長期的計画に基づき、継続的に取り組んでいる項目であります。

(「改善策の総括としての監査」結果の詳細は、関係資料①の添付－1参照)

(2) 品質保証全体に係る監査結果

1) 監査全体を通したLRJ「総合所見」

今回の監査全体を通した総合所見として、監査報告書(全体総括)の中で、以下の「総合所見」が示されました。

- ① 「指摘事項」は観察されない(全部門)。
- ② PDCAの展開が維持・継続されている(全部門)。
- ③ 「耐震計算誤入力問題」の対応が精力的に実施されている。
- ④ 全社大の教育システムが本格的に運用され始めている。
- ⑤ 小集団活動が定着しつつある。
- ⑥ 初めての「現場監査」の結果は、概ね良好である。
- ⑦ 前回の定期監査での「提言事項」が前向きにフォローされている。

2) 部門別の監査結果

いずれの部門においても「指摘事項」はありませんでした。一方、全体で1件の「観察事項」*¹及び8件の「提言事項」*²がありました。「提言事項」のうち2件は全社大で対応が望まれる事項として提言を受けた項目であります。「室」、「濃縮」、「埋設」については、事業部単独での観察事項／提言事項はありませんでした。

- ① 再処理事業部 : 「観察事項」1件、「提言事項」6件
- ② 全社に係るもの : 「提言事項」2件

*1 規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。

*2 規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されている。その上で今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、受審者の任意。

「観察事項」及び「提言事項」の代表的な内容(主旨)は次のとおりです。

①「観察事項」

- ・点検チェックシートにおける点検日および点検者の明確化
(作業実施の複数日が一括記載されている部分があるが、少なくとも重要項目に関しては、その実施日および点検者が明記されるべき。)

②「提言事項」

- ・「消えない用具による記録作成」の社内規定類への明記(全社に係るもの)
- ・担当業務単位で行われている工事図書類の授受に係る管理方法の統一(全社に係るもの)
- ・ポンプ点検チェックシート欄に表示される「ー」の定義明確化
- ・発注先のチェックシートにおけるダブルチェックの表示方法の改善
- ・要求文書を確実に入手したことを確認する方法の改善
- ・点検表における点検者(複数名)の一括表示の改善

(観察事項および提言事項の詳細は、関係資料①、③参照)

4. 監査結果に対する当社の取組

「改善策の総括としての監査」の結果については、長期的計画に基づき継続的に取組んでいる2つの項目を除き、「達成完了し、定着」や「達成完了し、推進中」という評価をいただいております。

また、今回初めて実施された現場監査については、概ね良好という評価が得られるとともに、耐震計算誤入力への対応についても、再発防止に係る活動が精力的に、かつタイムリーに実施されているとの評価が得られました。

一方、今回の監査において、LRJより「観察事項」あるいは「提言事項」として、点検記録の記載方法の適切性や発注先からの提出図書類の管理等について、いくつか改善の提案を受けたことから、当社としては、よりの確な品質保証体制の確立に向け、更なる継続的改善に取り組んでいく所存です。

次回の監査(平成19年度第2回)では、引き続き「改善策の総括としての監査」が実施され、「改善策」についての総括としての結論が示される予定です。

なお、今回の監査で提示された「観察事項」及び「提言事項」と当社の対応方針を【添付-1】～【添付-2】に示します。

「関係資料」

- ① 平成19年度第1回定期監査報告書（全体総括）（W01430767号-0）
（平成19年9月5日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ② 平成19年度第1回定期監査報告書（その1）「室」部門の監査結果
（W01430767号-1）
（平成19年9月5日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ③ 平成19年度第1回定期監査報告書（その2）再処理事業部の監査結果
（W01430767号-2）
（平成19年9月5日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ④ 平成19年度第1回定期監査報告書（その3）濃縮事業部の監査結果
（W01430767号-3）
（平成19年9月5日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ⑤ 平成19年度第1回定期監査報告書（その4）埋設事業部の監査結果
（W01430767号-4）
（平成19年9月5日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）

以 上

平成 19 年度第 1 回定期監査における LRJ コメントと当社の対応方針 (1 / 1)
 (全社に係る対応が望まれるコメント)

監査項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期 限	対応部署
記録の記載方法	<p>【提言事項】 このたびの定期監査で「記録の記載方法」が話題になった折に、鉛筆書き（消去可能な記載）の可否について埋設事業部の文書管理に関する規定には自明である事から明記していないとのことであった。 昨今の社会の関心事の一つに、「記録の正当性の問題」がある。「記録の正当性」に関する企業・組織の姿勢を示す観点から「消えない用具による記録作成」を社内規定に明記することの意義は高いと考える。 【本件は、「全体総括」報告書で全社大の対応が望まれる事項として上がっている。</p>	<p>各事業部の社内規定（文書管理マニュアルや記録管理要領等）に反映することで検討します。 （再処理事業部においては現行の規定文書中に反映されている。）</p>	平成 20 年 3 月末	品質保証室 埋設事業部 濃縮事業部
協力会社からの受発信図書の管理	<p>【提言事項】 協力事業者（外注先）から提出される各種の図書類に関する承認（同意）／コメントの授受管理、及び図書の最新版管理の状況が、必ずしも明確化／統一化されていないように見受けられる。設計図書は「資料センター」を経由した管理が適用されていると認識するものの、工事要領書等については担当業務単位での管理方法となっていることから、当該文書類に対しても、再処理事業部としての統一した管理方法の検討と徹底が望まれる。 【本件は、「全体総括」報告書で全社大の対応が望まれる事項として上がっている。</p>	<p>工事図書等について、状況を把握し、工事期間中における図書の受発信管理方法の改善の必要性について検討していくものとします。</p>	平成 20 年 3 月末	全社 （再処理事業部） （濃縮事業部） （埋設事業部）

再処理事業部の平成 19 年度第 1 回定期監査における LRJ コメントと当社の対応方針（1 / 4）

監査項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期 限	対応部署
コンプライアンス、安全文化等の教育	<p>【提言事項】</p> <p>ブレインストーミング等に関する非常に有効なテーマを取り上げ、各部署での実施を提案している。当該提案が各部門で有効活用されているか否かの状況を何らかの方法（例えば、アンケート等）で把握し、今後の活動に有効利用することが望まれる。</p>	<p>ブレインストーミングの方法、有効性、意見要望（取り上げて欲しいテーマ等）に関するアンケートを行い、今後の活動に資する。</p>	平成 19 年 10 月末	品質管理部 教育課
低レベル廃液処理 建屋サンプリング ポンプユニット(サンプリングフロア)の点検	<p>【観察事項】</p> <p>作業完了の確認が、いつ、誰によって実施されたかに関する管理情報の表示に工夫が必要である。</p> <p>具体的には、作業実施の複数日が一括記載されている部分があるが、少なくとも JNFL による常時立会（ホールドポイント）という重要項目に関しては、その実施日が明記されるべきである。</p> <p>また、責任の明確化という観点で、少なくとも JFNL による常時立会（ホールドポイント）項目に関しては、JNFL の担当者の自署（又は検印）による確認が行われるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業実施時は、点検チェックシートの各作業項目毎のチェック欄に作業実施者名の明記または、捺印するとともに作業実施日を明記することで検討します。 作業に於ける、JNFL による常時立会（ホールドポイント）項目については、点検チェックシートのチェック欄に立会実施日並びに立会者名を明記または、捺印することとします。 	平成 20 年度 定期点検から実施 平成 19 年 10 月	放射線管理部 放射線施設課

再処理事業部の平成 19 年度第 1 回定期監査における LRJ コメントと当社の対応方針（2 / 4）

監査項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期 限	対応部署
低レベル廃液処理 建屋サンプリング ポンプユニット(サ ンプリングフロア) の点検	<p>【提言事項】</p> <p>点検チェックシートにおいて、JNFL の管理態 様が「-」で表示されている部分がある。そ の定義を明確にすることが望まれる。</p>	<p>次回の定期点検工事要領書から、点 検チェックシートの JNFL 管理措置の解 説に「-：該当せずまたは特に規定せ ず」を記載します。</p>	<p>平成 20 年度 定期点検か ら実施</p>	<p>放射線管理部 放射線施設課</p>
耐震計算の誤入力 を受けた再発防止 策に係る特別監査	<p>【提言事項】</p> <p>保安監査課が実施した特別監査は、通常の監 査と異なり、監査対象が限定された監査とい える。</p> <p>従って、監査報告書等の作成に際しては、監 査対象を明確に記載することにより、読者(経 営幹部を含む)は監査の重点内容をより明確 に理解できるものとする。すなわち、監査 項目として企画されている<u>下記の項目ごとに 監査結論を明瞭に付記</u>することが好ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 誤入力に係る再発防止対策の実施状況 2) 再発防止対策に基づいた解析実施状況 3) 当該協力会社への元請会社の指導状況 4) 誤入力事象及び対策の周知・徹底状況 <p>本件は品質保証活動に直接関連するものでは ないが、監査の手法(まとめ方)として提言 したものである。</p>	<p>平成 19 年 8 月以降実施の監査につい て、その報告書は、監査項目別に監査 結果をまとめるよう既に課内周知し、 実践しております。</p>	<p>平成 19 年 8 月以降実施 の監査報告 書作成より 随時適用。</p>	<p>保安監査部 保安監査課</p>

再処理事業部の平成 19 年度第 1 回定期監査における LRJ コメントと当社の対応方針（3 / 4）

監査項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期 限	対応部署
燃料取扱装置及び第 1 チャンネルボックス切断装置の耐震補強工事（改造設計）	<p>【提言事項】</p> <p>①設計計算の委託に際しては、JNFLの要求仕様書中に「インプット及びアウトプットデータに対するダブルチェックを行うこと」が明記されている。ダブルチェックの意味は、「チェックに際しては、解析を直接行った部署と解析に直接関与しない部署が行うことである」と“調達管理要領 (A3-P1-14-001-19)”に明記されている。この規定に従い、「計算機入出力チェックシート (MA-OG-5001-14R1)」には、解析を直接実施した部署の担当者が“担当-審査-承認”に係る押印を、解析に直接関与しない部署の担当者が“検証”の押印を行うことになっている。</p> <p>しかし、第三者的に見た場合、サンプリングしたチェックシートからは、二部署においてチェックがなされているものの、一部のチェック項目に上記の手順通り実施されていないような誤解を受ける箇所が観察された。JNFL の要求仕様が確実に実施されていることが明確に理解できるような仕組みの構築が望まれる。</p>	<p>ダブルチェックのエビデンスについては、第三者的に見た場合でも誤解を与えないようなわかりやすいエビデンス作成について、工夫していくこととします。</p> <p>具体的には、二部署においてチェックする場合の役割を明確にするとともに、各々がチェックすべき項目をシート上に明確に記載することにより、理解しやすいエビデンスを作成します。</p> <p>今後同様の委託を実施する場合は、チェックシート例として委託先に提示することとします。</p>	平成 19 年 9 月 末 （チェックシート例作成）	運転部 燃料管理課
	<p>【提言事項】</p> <p>②委託先への要求仕様書には提出書類が明記されているが、要求仕様書に記載されている文書名と委託先より提出された文書名との間の整合が困難である状況が観察された。JNFL として、委託先に提出を要求した文書については確実に入手したことを確認する仕組みが望まれる。</p>	<p>要求仕様書に記載されている文書名と委託先より提出された文書名との関係がわかるような一覧表を作成し、確実に入手したことが確認できるようなチェックシートを作成し、運用することとします。</p>	平成 19 年 9 月 末	運転部 燃料管理課

再処理事業部の平成 19 年度第 1 回定期監査における LRJ コメントと当社の対応方針（4 / 4）

監査項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期 限	対応部署
フロアドレン点検	<p>【提言事項】</p> <p>フロアドレン点検表を閲覧した。各所の点検における「点検者」を明示して、責任の所在を明確にすることが望まれる。なお、記録類における責任の所在の明示は重要であるので、当該点検表以外でも類似の事象があれば、適用することを期待したい。</p>	<p>各所ごとに点検者を記入する様式に検討・改訂する。</p> <p>また、その他類似の記録様式についても同様な改訂を行う。</p>	<p>平成 19 年 10 月末</p>	<p>運転部 廃棄物管理課</p>